

# 全国司法書士女性会FAX通信146号 (2006年10月号号外2)

発行責任者 会長 長谷川 歌子  
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7  
滝川あおい司法書士事務所  
tel 0729-81-5281 fax 0729-87-3460  
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

## 第10回全国司法書士女性の集いに参加して

滋賀県会 岡田史枝

初秋を思わせるような、暖かい古都嵐山において開かれた今回の集いは、日々戦う私たちにとって、とても有意義な会となりました。

仁木助教授の簡裁の現状の解説や問題提起に続き、5名の司法書士が体験談を発表した後、石田教授、藤田日司連顧問のお話がありましたが、特に石田教授の「滝川理事率いる黒船が平和な簡裁に襲来して発砲してきた」という例えはうまく的を得ていて、参加者を引き付けてしまいました。

市民にとって一番身近な裁判所であるはずの簡裁の裁判官が、ドラマチックな現状にもっと耳を傾け感動して判断をしてもらえるような環境づくりが必要ですし、今まで弁護士さんがあまり興味のなかったであろう簡裁の改革が早く行われるよう働きかけるのは、市民の一番近くにいる法律家である私たち司法書士の役目であると考えます。

この集いは、「文句を言い合ったり嘆いたりする場ではない」という滝川理事のお話のとおり、簡裁は（引いては裁判所全体が）、市民が利用しやすく納得できる司法の場となるよう、裁判所とも連携をとって働きかけたり、情報発信をすることの最初の一步になることと思います。

私は残念ながら、私用で1日目しか参加できませんでした。最後になりましたが、この集いを計画準備して下さった役員の皆様、暖かいお持て成しをして下さった地元の皆様に感謝いたします。有難うございました。

### 第3部 三井誠先生（同志社大学法科大学院教授）による刑事訴訟法入門 「疑わしきは被告人の利益に」

平成13年5月30日札幌地裁無罪判決 判例時報1772号、判例タイムス1068号事件記載

【事件の概要】昭和59年札幌で小学4年の男の子が殺害された事件が題材となっている。この男の子Aは朝9時電話で被告人XからXの自宅に呼び出された。そして、そのまま行方もわからないままであった。昭和63年Xの自宅でAの骨が見つかる。平成10年Xは逮捕され、同年殺人罪で起訴された。判決は、平成13年5月30日地裁無罪、平成14年3月19日高裁控訴棄却で終わった。この事件を題材に、刑事訴訟における、重要な問題点の解説がなされた。

#### 1、逮捕とは、いかなる状況であれば、可能なのか、

本件で、事件当日警察はXの自宅を訪れ面談し、質問もしている。もし、この初動捜査において、家宅捜査の許可を得ていれば、死体も見つかり、現行犯逮捕できた可能性はあった。しかし、何もなさない状況では証拠がないため、逮捕状を請求できる要件がそろっていなかったこととなり、結果、骨の発見時の逮捕となっている。

#### 2、家宅捜査をするにあたって許可が要るのはなぜか

家宅捜査はプライバシーの侵害が行われやすい場所である。よって、路上等と違ってたとえ、本人の同意があったとしても、後日同意の有無をめぐって争いになる可能性も高いからである。

#### 3、弁護人の接見交通権はどの範囲でみとめられるか

被疑者の人権を重視して、できるだけ優先して弁護人が接見できるようにするのが望ましい。

4、逮捕された被疑者と逮捕されていない任意の取調べの場合とで、検察に対しての義務の範囲が異なるか。

逮捕された場合、真実発見のため、あるていどの取調べ義務はやむをえない。

#### 5、鑑定結果、ポリグラフ検査

鑑定の結果もポリグラフの結果も本件では、参考にしかなかった。

#### 6、起訴するにあたって、事件の特定はどの程度なされるべきか

日時、場所、方法等殺人事件が具体的に特定されないと、被告人の防御に差し支え、起訴が却下されることもある。

#### 7、控訴判決の中の被告人の殺意についての結論

各状況証拠はいずれも被告人の殺意を推認させるものとしては十分でないかあるいは不相当といわざるを得ない。これらの状況証拠は一つ一つを分断して検討するのではなく、それぞれの状況証拠の中に被告人の殺意を推認させる力がどれだけあるかを検討し、その上で更に他の状況証拠と合わせて評価したときには、被告人の殺意が認定できると主張する。

所論は一般論としては理解できるが、本件では、被告人が重大な犯罪によってAを死亡させたことを推認させる証拠は少なからず存在するものの、これらの証拠はいずれも殺意の有無に関しては多義的に理解しうるのであって、その中に被告人の殺意を強力に推認させるだけの証拠が存在しないのである。したがって、これらの証拠を総合して検討しても被告人の殺意を認定することはやはり困難といわざるをえない。

#### 8、札幌高裁控訴棄却

以上の次第であって、被告人が殺意をもってAを死亡させたとするには、なお合理的な疑いが残るといふべきであり、原判決の判断は正当として肯認することができる。検察官の控訴趣意は理由がない。

以上、報告いたします。大変、勉強になりました。女性会は、引き続き、刑事訴訟法研修を実施し、裁判員制度等を取りあげる予定です。  
報告者 鶴川 智子